

桐生市重伝建コーディネーター設置要綱

(令和5年6月1日施行)

(設置)

第1条 桐生市桐生新町重要伝統的建造物群保存地区(以下「重伝建地区」という。)における歴史的建造物をはじめとした貴重な文化財を保存・継承していくため、重伝建地区内の住民・関係団体と行政間の調整及び助言等を行う桐生市重伝建コーディネーター(以下「コーディネーター」という。)を設置する。

(職務)

第2条 コーディネーターの職務は、次に掲げる事項とする。

- (1) 重伝建地区内の歴史的建造物の調査・保存整備等の相談に関すること。
- (2) 重伝建地区内の住民・関係団体と行政間の調整及び住民・関係団体への助言に関すること。
- (3) 重伝建地区の情報発信に関すること。
- (4) 伝建まちなか交流館及び日本遺産活用室の業務補助に関すること。
- (5) その他コーディネーターの任務として市長が必要と認める事項

(身分)

第3条 コーディネーターは、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員とする。

(委嘱)

第4条 コーディネーターは、次に掲げる者の中から市長が委嘱する。

- (1) 重伝建地区住民と積極的なコミュニケーションが図れる者
- (2) 観光で重伝建地区を訪れた方と積極的なコミュニケーションが図れる者
- (3) その他市長がコーディネーターとして適当と認める者

(任期)

第5条 コーディネーターの任期は1会計年度とする。ただし、再任を妨げない。

(庶務)

第6条 コーディネーターに関する庶務は、重伝建地区に係る事務を所管する課等において処理する。

(補則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、コーディネーターに関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和5年6月1日から施行する。